

就労証明書に関するよくある質問と回答

更新日：令和6年10月1日

質問番号	記載箇所	項目	質問	回答
1	全体	全体	いつ時点の内容を記載すればよいか。	入園申込みの場合は、入園日以降の状況で保育の必要性を判断するため、入園予定日1日を基準日として内容を証明してください（例：次年度4月入園の場合、次年度4月1日時点）。 在園児の現況確認の場合も、次年度4月1日を基準日として内容を証明してください。
2	全体	全体	就労証明書に有効期限はあるか。	証明日から3か月以内のものが有効となります。 ただし、在園児の現況確認の場合、次年度4月に兄弟姉妹が入園するために、就労証明書を提出済みで、証明内容に変更がなければ、この限りではありません。
3	全体	全体	手書きで記入する際に間違えてしまった。どのように訂正すればよいか。	訂正したい箇所に二重線を引き、正しく記入し直してください。なお、消せるボールペン等の書き換え可能な筆記具や、修正液・修正テープ等の使用は不可とします。 なお、自営業主等を除き、保護者での訂正は不可となります。 就労証明書について、虚偽の記載や偽造、変造（無断作成、変更）した場合は、給付認定及び利用を取り消すとともに、刑法第159条有印私文書偽造罪等の刑事責任を問われることがありますのでご注意ください。
4	全体	全体	2か所の事業所で就労している場合、就労証明書はそれぞれ必要か。	複数の事業所で就労している場合は、それぞれの就労証明書の提出が必要となります。就労時間は合算し、認定と認定時間を決定します。 ただし、就労時間が重複しているなど、整合性が確認できない場合は、無効となる場合があります。
5	全体	全体	兄弟姉妹で同時に申請する場合は、就労証明書はそれぞれ必要か。	兄弟姉妹で同一の園に同時に申請する場合は、1部の提出でよいです。ただし、園が別々となる場合は、必要な人数分をコピーしてそれぞれご提出ください。
6	署名欄	全体	派遣社員については、派遣元か派遣先のいずれが証明するのか。	原則、派遣元で証明してください。ただし、派遣先で内容の証明が可能である場合は、派遣先でも構いません。
7	署名欄	全体	出向している場合は、出向先か出向元のいずれが証明するのか。	就労証明書の内容が証明できる事業所で証明してください。
8	署名欄	全体	内職の場合、どうすればよいか。	内職の委託元で証明してください。
9	署名欄	全体	フリーランスで就労している場合（契約関係を結ぶが雇用はされていない場合等）、どうすればよいか。	自営業主として、就労者本人で証明してください。ただし、業務委託契約を専属で交わしており、委託先が就労証明書を記載できる場合は、委託先で証明してください。
10	署名欄	事業所名	個人事業主で事業所名がない場合は、どのように記載すべきか。	事業者の名称を記載してください。
11	署名欄	事業所名 代表者名 担当者名	就労証明書は本社が証明しなければいけないのか。 就労先の判断で、事業所を支社（支店）、代表者は支社長（支店長）としても構わないか。	必ずしも本社である必要はありません。 支社長（支店長）が内容について証明権限を有している場合は有効です。 代表者に該当する者がいない場合又は事業所側で証明権限を代表者以外に付与している場合には、当該証明権限を有する証明書の内容に責任を持つ者の氏名を記載してください。
12	署名欄	代表者名 担当者名	これまでの様式では、代表者印の捺印箇所があったが、新様式では捺印箇所がないため不要としてよいか。また記入担当者の認印も不要としてよいか。	お見込みのとおりです。捺印は不要です。
13	署名欄	所在地	証明書発行事業所の住所と本人就労先事業所が異なる場合でも、証明書発行事業所の住所を記載すればよいか。	お見込みのとおりです。
14	署名欄	担当者名 記載者連絡先	担当者名は誰を記載すべきか。	証明内容について説明可能な担当者及び連絡先をご記入ください。証明書の記載内容について、市職員から担当者に電話等で直接確認する場合があります。
15	No.4	本人就労先事業所	派遣で復職先が未定の場合、どうすればよいか。	No.6「就労時間」欄の証明が可能である場合のみ、「本人就労先事業所」の欄は「未定（復職後に決定）」等と記載してください。 No.18「備考欄」に事由を簡潔に記載してください。 派遣先決定後、速やかに就労証明書を再提出してください。
16	No.4	本人就労先事業所	通年で在宅勤務の場合、「本人就労先事業所」の欄の名称及び住所はどのように記載したらよいか。	専ら在宅勤務の場合は、就労先事業所には「事業所の住所」を記載した上で、右側に括弧書きで（通年在宅勤務）等と記載してください。
17	No.4	本人就労先事業所	復職後に事業所内で就労先が変更となるが、申込時点で就労先が未定の場合、以前の就労先の記載でもよいか。	「未定（復職後に決定）」等と記載してください。
18	No.4	本人就労先事業所	実際に働いている就労先事業所が複数存在する場合は、主たる就労先の事業所を記載すればよいか。	お見込みのとおりです。
19	No.5	雇用の形態	「家族従業者」とは何か。	自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に原則無給で従事している者を指します。
20	No.6	就労時間 (固定就労の場合) (変則就労の場合)	常態的に残業をしている場合、残業時間を含めて記載すればよいか。	労働契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。労働契約上の正規の時間を記載していただくこととなりますので、残業時間は含めないでください。
21	No.6	就労時間 (固定就労の場合) (変則就労の場合)	育児短時間勤務をしている（する予定である）が、育児短時間の勤務時間を記載すればよいか。	労働契約上の正規の時間を記載していただくこととなりますので、通常の（育児短時間ではない）勤務時間を記載してください。 なお、育児短時間の勤務時間については、No.12の欄に記載してください。
22	No.6	就労時間 (固定就労の場合) (変則就労の場合)	夜間勤務などで日をまたぐ場合、どのように記載すればよいか。	0時～29時の幅（例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時0分～29時0分」）で記載してください。
23	No.6	就労時間 (固定就労の場合) (変則就労の場合)	保育園等への入園基準（入園案内2ページ参照）として「月60時間以上（目安：1日4時間以上かつ月15日以上）の就労が必要」とあるが、就労時間に休憩時間は含めてよいか。	お見込みのとおりです。 就労時間の算出方法は、「月間の合計時間（「No.6就労時間（変則就労の場合）」で週間の合計時間記載の場合は、4を乗じた値を月間の合計時間とみなす）(休憩時間含む)」となります。

質問番号	記載箇所	項目	質問	回答
24	No.6,12	就労時間 (固定就労の場合) (変則就労の場合)  育児のための短時間 勤務制度利用有無	保育標準時間の認定を受けるためには、1か月の就労時間が120時間以上(休憩時間を除く)必要とあるが、「合計時間」欄で(うち休憩時間1200分)の場合、月間140時間以上であれば、認定を受けることが可能か。	お見込みのとおりです。 「月間の合計時間(「No.6就労時間(変則就労の場合)」で週間の合計時間記載の場合は、4を乗じた値を月間の合計時間とみなす)から休憩時間(分換算を60で除して時間換算に変換した値)」を引いた値が120時間以上である必要があります。 (例)月21日勤務で、1日の就労時間6時間30分(休憩時間含む)、休憩時間50分の場合、 月間合計時間：6時間30分×21日＝136時間30分 月間休憩時間：50分×21日＝1050分(時間換算で17時間30分) 136時間30分－17時間30分＝119時間のため、標準時間認定を受けることはできません。 なお、No.12に該当する期間で標準時間認定を希望する場合、No.12の就労実態に応じて認定の可否を行います。
25	No.6	就労時間 (固定就労の場合)	合計時間の欄の「月間〇時間△分(うち休憩時間△分)」には、1日当たりの休憩時間ではなく、月間の休憩時間を記載すればよいか。	お見込みのとおりです。 休憩時間が1日当たり60分かつ月間の就労日数が20日の場合は、1200分(60分×20日で計算)と記載してください。
26	No.6	就労時間 (固定就労の場合)	就労日数について、現在育児休業中であり、復職後に所属する部署によって就労日が異なるが、どのように記載すればよいか。	就労日数は記載した上で、曜日については空白等にしていただき、別途その旨を記載してください。
27	No.6	就労時間 (変則就労の場合)	フルフレックス制の事業所のためどのように記載すればよいか。なお、当社ではコアタイム(必ず就労すべき時間帯)がないため、1日24時間のうち、所定労働時間7時間(休憩45分)を労働者の裁量に任せて勤務してもらっている。	毎日固定された勤務時間ではないため、記載箇所は「No.6就労時間(変則就労の場合)」とし、月間または週間の勤務時間を記載してください。また、1日24時間のうち所定労働時間を勤務するフルフレックス制の場合、「主な就労時間帯・シフト時間帯」は0時0分から23時59分と記載してください。上記に加え、「No.14備考欄」に「1日当たりの所定労働時間は〇時間(休憩△分)とする。」と記載してください。
28	No.6	就労時間 (変則就労の場合)	週3～4日勤務で就労時間は固定だが、曜日未定の場合は「No.6就労時間(変則就労の場合)」への記載でよいか。	お見込みのとおりです。
29	No.6	就労時間 (変則就労の場合)	本事業所では週間の就労時間を指定しているが、合計時間の欄の「週間〇時間△分(うち休憩時間□分)」には、週間の休憩時間を記載すればよいか。	お見込みのとおりです。 なお、月間の就労時間を指定している場合は、休憩時間は月間の休憩時間を記載してください。
30	No.6	就労時間 (変則就労の場合)	「主な就労時間帯・シフト時間帯」の欄について、主に3交代制で6時から23時までの間でシフト勤務を行っている場合は、どのように記載すればよいか。	「主な就労時間帯・シフト時間帯」の欄には、「6時0分～23時0分(うち休憩時間△分)」と記載してください。上記に加え、「No.14備考欄」に「1日当たりの就労時間は、〇時間△分とする」と記載してください。
31	No.7	就労実績	以前の様式は、就労実績欄が黒塗りで記載の必要がなかったが、令和6年10月以降は記載が必須になったのか。	お見込みのとおりです。全国統一様式では記載の必要があります。
32	No.9	育児休業の取得	育児休業期間の終了日の翌日と復職予定日が異なっても構わないか。	構いませんが、復職予定日は、入園予定月の翌月7日まででないことと保育認定が認められず、保育園等の入園が不可となるため、ご注意ください(例：4月入園の場合、5月7日までの復職が条件)。
33	No.9	育児休業の取得	育児休業期間の終期が確定していない場合は、終了予定日を記載してよいか。	お見込みのとおりです。
34	No.9	育児休業の取得	法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づいた休業も含めてよいか。	お見込みのとおりです。
35	No.9	育児休業の取得	育児休業が複数該当する場合(例：育児休業期間中に次の子の産前産後休暇に入り、その後2人目の育児休業期間に入った場合)は、どのように記載すべきか。	証明日の状況が一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例：取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の育児休業についてNo.9の欄に記載し、過去取得分をNo.18備考欄に記載してください)。
36	No.9	育児休業の取得	未出産の子どもがいて、育児休業期間等が決まっていない場合は、どのように記載すればよいか。	証明ができない場合は、記載しないでください。
37	No.11	復職(予定)年月日	復職済みの場合、いつまで遡って記載すべきか。	証明書発行事業所において、取得した育児休業等から復職したのが1年以内の場合に、「復職済み」とし、復職年月日を記載してください。
38	No.13	保育士等としての勤務実態の有無	過去は該当していたが、現状で保育士等としての勤務実態がない場合は、どのように記載すべきか。	現状で保育士等としての勤務実態がなく、入園予定月1日時点でも勤務予定がない場合、「無」としてください。